

(3) 経過指定児童デイサービス事業所の指定児童デイサービスの単位のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上であって、指定障害福祉サービス基準第97条並びに指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条、第59条及び第66条に規定する基準を満たすもの又は経過基準該当児童デイサービス事業所の基準該当児童デイサービスの単位のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上であって、指定障害福祉サービス基準第108条並びに指定障害福祉サービス基準第111条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条、第59条及び第66条に規定する基準を満たすもの

2 ロについては、注1に該当する指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位以外の指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位において、指定児童デイサービス等の提供を行った場合に、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。

3 イ及びロに掲げる児童デイサービス費の算定に当たって、イ(みなし基準該当児童デイサービス事業所に係るものを除く。)にあっては次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、ロにあっては(1)に該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定児童デイサービス又は基準該当児童デイサービス(以下「指定児童デイサービス等」という。)の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第107条又は第111条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、児童デイサービス計画(指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する児童デイサービス計画をいう。2において同じ。)又は基準該当児童デイサービス計画(指定障害福祉サービス基準第111条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する基準該当児童デイサービス計画をいう。2において同じ。)が作成されていない場合 100分の95

4 利用者が児童デイサービス以外の障害福祉サービスを受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、児童デイサービス費は、算定しない。

2 家庭連携加算

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間 1 時間以上の場合 280単位

注 指定児童デイサービス事業所又は基準該当児童デイサービス事業所(みなし基準該当児童デイサービス事業所を除く。)(以下この注、3及び4において「指定児童デイサービス事業所等」という。)において、指定障害福祉サービス基準第97条若しくは指定障害福祉サービス基準第108条又は指定障害福祉サービス基準附則第5条第1項若しくは指定障害福祉サービス基準附則第6条第1項の規定により指定児童デイサービス事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(3において「児童デイサービス事業所従業者」という。)が、児童デイサービス計画、基準該当児童デイサービス計画又は指定障害福祉サービス基準附則第5条第3項若しくは附則第6条第3項の規定により作成すべきものとされる児童デイサービスの計画(以下この注及び3において「指定児童デイサービス計画等」という。)に基づき、あらかじめ障害児の保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、児童デイサービス計画等に位置付けられた内容の指定児童デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

3 訪問支援特別加算

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間 1 時間以上の場合 280単位

注 指定児童デイサービス事業所等において継続して指定児童デイサービス等を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定児童デイサービス等の利用がなかった場合において、児童デイサービス事業所従業者が、児童デイサービス計画等に基づき、あらかじめ当該障害児の保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童デイサービス事業所における指定児童デイサービス等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、児童デイサービス計画等に位置付けられた内容の指定児童デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

4 送迎加算 54単位

注 利用者に対して、その居宅と指定児童デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第97条第1項に規定する指定児童デイサービス事業者が、指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

第7 短期入所

1 短期入所サービス費(1日につき)

イ 短期入所サービス費(I)

- (1) 区分6 890単位
- (2) 区分5 757単位
- (3) 区分4 624単位
- (4) 区分3 562単位
- (5) 区分1及び区分2 490単位

ロ 短期入所サービス費(II)

- (1) 区分3 757単位
- (2) 区分2 593単位
- (3) 区分1 490単位

ハ 短期入所サービス費(III) 2,400単位

ニ 短期入所サービス費(IV) 1,400単位

注1 イについては、区分1以上に該当する利用者(障害児を除く。)に対して、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)において指定短期入所(指定障害福祉サービス基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

2 ロについては、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成18年厚生労働省告示第572号)に規定する区分1(注4において「障害児程度区分1」という。)以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の程度の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3 ハについては、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。)に対して、医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

4 ニについては、区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児程度区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。